

国設浜頓別クッチャロ湖鳥獣保護区

浜頓別クッチャロ湖特別保護地区

指定計画書（案）

平成14年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の名称

浜頓別クッチャ口湖特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

集団渡来地

3 特別保護地区の区域

浜頓別クッチャ口湖鳥獣保護区のうち国有林宗谷森林管理署1098林班い、ろ、は、に、ほ、く、ま、け、こ、て、ト各小班及び国土交通省所管の国有地(クッチャ口湖)の区域。

4 指定の理由

当該地はラムサール条約登録湿地に登録され、冬季、シベリアから南下するハクチョウ類、ガンカモ類の最初の渡来地として重要である。

特に、コハクチョウは日本で越冬する殆どが(約1万羽)この湖を經由している。このため、当該地の保全を図るため、特別保護地区として指定するものである。

5 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,607 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	40 ha
農耕地	- ha
水面	1,402 ha
その他	165 ha

イ 所有者別内訳

国有地 205 ha

国有林	林野庁所管 40ha	制限林地 40ha	保安林 40ha
		普通林地 - ha	
	文部科学省所管 - ha	(以下所管省庁別に記載)	

国有林以外の国有地(国土交通省) 165ha

地方公共団体有地	- ha	都道府県有地	- ha
私有地等	- ha	市町村有地等	- ha
公有水面	1,402 ha		

ウ 他の法令（条例含む）による規制区域

自然公園法による区域	1,607 ha	特別保護地区	- ha
		特別地域	1,607 ha
		普通地域	- ha
文化財保護法	- ha		

6 特別保護地区の存続期間

平成15年3月31日から平成35年3月30日まで（20年間）

7 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

クッチャロ湖は、浜頓別町の北西部に位置する道北最大の湖であり、南の大沼と小沼からなる周囲27km、面積は1,402haの海岸砂丘地で海と隔てられたオホーツク海岸線最大の海跡湖でもある。

イ 地形、地質等

北方の浅茅野台地標高10mから30mと南方の浜頓別台地、西方の山地及び丘陵地から極めて緩やかな傾斜で囲まれたクッチャロ湖低地は泥炭地が分布している。地質は主に第四紀層、西方は第三紀層、中位泥炭、低位泥炭が分布している。

ウ 植物相の概要

北部にはエゾマツ・トドマツ林、アカエゾマツ林を主体とする針葉樹林が分布し、湖岸のヨシ・スゲ湿原に移行する植生の帯状変化が見られる。西部にはハンノキ群落が発達し、南部はヨシ群落が発達している。

エ 動物相の概要

鳥類は、コハクチョウなどの水鳥類の重要な渡りの中継地となっているほか、四季を通じて多様な鳥類相となっていて、283種が確認されている。

その中には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種、文化財保護法により天然記念物に指定されている種であるマガン、ヒシクイ、オジロワシ、オオワシなど16種が含まれている。

獣類は、エゾユキウサギ、キタキツネ、エゾシカなど13種が確認されている。

エゾヒグマは見られなくなり、エゾシカが増えてきている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類（51科283種）

- 【アビ科】 ・アビ・オオハム・シロエリオオハム
- 【カイツブリ科】 ・カイツブリ・ハジロカイツブリ・ミミカイツブリ・アカエリカイツブリ・カンムリカイツブリ
- 【ミズナギドリ科】 ・フルマカモメ・オオミズナギドリ・アカアシミズナギドリ・ハシボソミズナギドリ
- 【ウミツバメ科】 ・ハイイロウミツバメ・コシジロウミツバメ
- 【ウ科】 ・カワウ・ウミウ・ヒメウ・チシマウガラス
- 【サギ科】 ・サンカノゴイ・ヨシゴイ・オオヨシゴイ・ゴイサギ・アマサギ・ダ

- イサギ・チュウサギ・コサギ・カラシラサギ・アオサギ・ムラサキサギ
- 【コウノトリ科】・コウノトリ
- 【トキ科】・ヘラサギ・クロツラヘラサギ
- 【カモ科】・シジュウカラガン・コクガン・ハイイロガン・マガン・カリガネ
・ヒシクイ・ハクガン・サカツラガン・コブハクチョウ・オオハクチョウ・コハクチョウ・オシドリ・マガモ・カルガモ・コガモ・トモエガモ・ヨシガモ・オカヨシガモ・ヒドリガモ・アメリカヒドリ・オナガガモ・シマアジ・ハシビロガモ・ホシハジロ・オオホシハジロ・アカハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・ピロードキンクロ・シノリガモ・コオリガモ・ホオジロガモ・ミコアイサ・ウミアイサ・カワアイサ
- 【タカ科】・ミサゴ・ハチクマ・トビ・オジロワシ・オオワシ・オオタカ・ツミ・ハイタカ・ケアシノスリ・ノスリ・クマタカ・ハイロチュウヒ・チュウヒ
- 【ハヤブサ科】・シロハヤブサ・ハヤブサ・チゴハヤブサ・コチョウゲンボウ・チョウゲンボウ
- 【ライチョウ科】・エゾライチョウ
- 【キジ科】・ウズラ
- 【ツル科】・タンチョウ・ナベヅル・マナヅル・ソデグロヅル
- 【クイナ科】・クイナ・ヒメクイナ・バン・オオバン
- 【チドリ科】・コチドリ・イカルチドリ・シロチドリ・メダイチドリ・ムナグロ・ダイゼン・ケリ・タゲリ
- 【シギ科】・キョウジョシギ・トウネン・ヒバリシギ・ウズラシギ・ハマシギ・サルハマシギ・ミユビシギ・ヘラシギ・エリマキシギ・キリアイ・ツルシギ・アカアシシギ・アオアシシギ・クサシギ・タカブシギ・キアシシギ・イソシギ・ソリハシシギ・オグロシギ・オオソリハシシギ・ダイシャクシギ・ホウロクシギ・チュウシャクシギ・ヤマシギ・タシギ・オオジシギ
- 【セイタカシギ科】・セイタカシギ
- 【ヒレアシシギ科】・ハイイロヒレアシシギ・アカエリヒレアシシギ
- 【トウゾクカモメ科】・トウゾクカモメ
- 【カモメ科】・ユリカモメ・セグロカモメ・オオセグロカモメ・ワシカモメ・シロカモメ・カモメ・ウミネコ・ズグロカモメ・ミツユビカモメ・ヒメクビワカモメ・ゾウゲカモメ・クロハラアジサシ・アジサシ・コアジサシ
- 【ウミスズメ科】・ウミガラス・ハシブトウミガラス・ケイマフリ・マダラウミスズメ・ウミスズメ・カンムリウミスズメ・エトロフウミスズメ・コウミスズメ・ウトウ・エトピリカ
- 【ハト科】・キジバト・アオバト

- 【カッコウ科】 ・カッコウ・ ツツドリ
- 【フクロウ科】 ・シロフクロウ・ワシミミズク・トラフズク・コミミズク・コノハズク・オオコノハズク・キンメフクロウ・アオバズク・フクロウ
- 【ヨタカ科】 ・ヨタカ
- 【アマツバメ科】 ・ハリオアマツバメ・アマツバメ
- 【カワセミ科】 ・ヤマセミ・ヤマショウビン・アカショウビン・ カワセミ
- 【ヤツガシラ科】 ・ヤツガシラ
- 【キツツキ科】 ・アリスイ・ヤマゲラ・クマゲラ・ アカゲラ・オオアカゲラ・コアカゲラ・ コゲラ
- 【ヒバリ科】 ・ヒバリ
- 【ツバメ科】 ・ショウドウツバメ・ツバメ・コシアカツバメ・イワツバメ
- 【セキレイ科】 ・ツメナガセキレイ・キセキレイ・ ハクセキレイ・セグロセキレイ・ピンズイ・セジロタヒバリ・タヒバリ
- 【ヒヨドリ科】 ・ ヒヨドリ
- 【モズ科】 ・チゴモズ・モズ・アカモズ・オオモズ
- 【レンジャク科】 ・キレンジャク・ヒレンジャク
- 【カワガラス科】 ・カワガラス
- 【ミソサザイ科】 ・ミソサザイ
- 【ツグミ科】 ・コマドリ・ノゴマ・コルリ・ルリビタキ・ジョウビタキ・ノビタキ・イソヒヨドリ・トラツグミ・マミジロ・クロツグミ・ アカハラ・シロハラ・マミチャジナイ・ ツグミ
- 【ウグイス科】 ・ヤブサメ・ ウグイス・エゾセンニュウ・シベリアセンニュウ・シマセンニュウ・マキノセンニュウ・ コヨシキリ・オオヨシキリ・メボソムシクイ・エゾムシクイ・センダイムシクイ・キクイタダキ
- 【ヒタキ科】 ・マミジロキビタキ・キビタキ・ムギマキ・オジロビタキ・オオルリ・サメビタキ・エゾビタキ・コサメビタキ
- 【エナガ科】 ・ エナガ
- 【シジュウカラ科】 ・ ハシブトガラ・コガラ・ヒガラ・ヤマガラ・ シジュウカラ
- 【ゴジュウカラ科】 ・ゴジュウカラ
- 【キバシリ科】 ・キバシリ
- 【メジロ科】 ・メジロ
- 【ホオジロ科】 ・シラガホオジロ・ホオジロ・ホオアカ・コホオアカ・キマユホオジロ・カシラダカ・ミヤマホオジロ・シマアオジ・ アオジ・クロジ・オオジュリン・ユキホオジロ
- 【アトリ科】 ・アトリ・ カワラヒワ・マヒワ・ベニヒワ・ハギマシコ・オオマシコ・ギンザンマシコ・イスカ・ベニマシコ・ウソ・イカル・シメ
- 【ハタオリドリ科】 ・ニュウナイスズメ・ スズメ
- 【ムクドリ科】 ・コムクドリ・ ムクドリ
- 【カラス科】 ・カケス・ホシガラス・コクマルガラス・ミヤマガラス・ ハシボソガラス・ ハシブトガラス

イ 獣類（８科１３種）

【ヒナコウモリ科】・ドーベントンコウモリ・ヒメホオヒゲコウモリ・ウサギコウモリ

・コテングコウモリ

【ウサギ科】　　・　エゾユキウサギ

【リス科】　　・エゾリス・シマリス

【ネズミ科】　・エゾヤチネズミ

【クマ科】　　・エゾヒグマ

【イヌ科】　　・エゾタヌキ・　キタキツネ

【イタチ科】　・エゾクロテン

【シカ科】　　・エゾシカ

- ・　　印は一般的に見られる鳥獣。
- ・　　アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第１２条第１項第２号の規定により環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣（平成１２年２月１６日環境庁告示第６号）及び天然記念物に指定された鳥獣。

（３）当該地域の農林水産物の被害状況
なし。

８ 鳥獣法第８条ノ８第９項の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣保護繁殖に必要な施設を設置したことなどにより、通常生ずる損失を補償する。

９ 維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	１２本
特別保護地区用制札	９本
案内板	５基